

全日本教職員組合 養護教員部ニュース

2020年1月

No.133

発行：情宣部

第30回全国委員会を開催しました

11月10日、24組織から代議員が出席し第30回全国委員会を開催しました。討論では15組織のべ20本の発言がありました。第Ⅰの柱～子どもの心とからだの健康保障～では、保護者一人では生活支援を受けるための手続きが出来ず、子どもが支援を受けられない事例があり行政と学校が一緒にフォローしている（京都）、進学校でも不登校が増えていて保健室で対応している。土日授業や模試、部活動で生徒も休みがなく、大学入試対策の授業ばかりで何のために学校に来ているのかと悩む子どももいる（埼玉高）など、現代の世相を反映するような現場の様子が出されました。学校行事としてオリンピック・パラリンピックの競技観覧が生まれ全校引率する学校もある。種目や場所が指定されているため、猛暑や混雑が予想される中、子どもたちの健康や安全面が心配（東京）、全校種で熱中症での救急搬送が70～80件も出ているのに、体育祭や運動会を7・8・9月に実施している（岐阜）、北海道の北見市でも気温が39℃になり熱中症も出ている。道教委にエアコン設置を求めたが、設置後の電気代や維持費が厳しいと冷房化が進んでいない（北海道）等、子どもの健康への影響が心配される状況が報告されました。また、島根や青森・秋田高からフッ化物洗口について、長野からは10月の台風19号の被害状況や生徒・教職員の大変な様子が語られました。



第Ⅱの柱～養護教諭をめぐる状況～では、私立学校の養護教諭は非正規教員が増えていて、正規教員の退職後、非正規2人が雇用され勤務時間が部活動終了時まで延ばされる、正規でないため職員会議に参加させてもらえない学校もある。養護教員の正規配置を求める署名運動をすすめている（私教連）、今年学校統廃合で3校がひとつになり、さらに来年もう1校を統合することになっている。人数が一気に増えたことで子どもたちが落ち着かない。少人数対応が必要。とにかく人がほしい（山口）、病休・育休・産休の代替者が入らない。安心して産休に入れない状況になっている（北海道）など、定数や配置をめぐる課題が出されました。宮城高からは、学級減になり800人を下回ったとたん複数配置を引き上げられる学校が出て、対県交渉に該当校の未組合員の養護教諭も参加し学校の様子を語り複数配置継続を訴えたとりくみが報告されました。

第Ⅲの柱～組織拡大、その他の問題～では、衛生管理者や衛生推進者がどうなっているのか、実態把握も兼ねて労働安全についての学習会を実施した（奈良）、退職した養教部の仲間の協力のもと県内の全養護教諭へアンケートを実施し、現場の生の声が聞けてよかった（青森）などのとりくみの報告がありました。今回も各組織のとりくみや課題、子どもの実態など全国の様子に学びながら交流を深めました。

第Ⅲの柱～組織拡大、その他の問題～では、衛生管理者や衛生推進者がどうなっているのか、実態把握も兼ねて労働安全についての学習会を実施した（奈良）、退職した養教部の仲間の協力のもと県内の全養護教諭へアンケートを実施し、現場の生の声が聞けてよかった（青森）などのとりくみの報告がありました。今回も各組織のとりくみや課題、子どもの実態など全国の様子に学びながら交流を深めました。

許すな！「1年単位の変形労働時間制」

全日本教職員組合 書記次長 吹上勇人さん



1年単位の変形労働時間制については私たちの喫緊の課題であり、つい先日国会で議論が始まったばかりです。忙しい時期に労働時間を延ばす代わりに、夏休みに休日をまとめて取りする—そんな「変形労働時間制」が現場に導入されたらどうなるのでしょうか。私たち教員は、労働基準法で労働時間の原則は1日8時間・1週40時間と決められています。それを超えて勤務を指示する場合は、必ず労使協定を締結し労働基準監督署に届け出なければなりません。ところがこの制度を、国は労使の協定ではなく地方自治体の条例等を変更することによって実現させようとしています。(給特法第5条の地公法の適用除外の読替え規定の改正をすれば公務員の中で教員のみならず1年単位の変形労働制が導入できるため。)給特法(「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」とは、1971年に制定され、教員の仕事は勤務時間の管理が難しいという特殊性を考慮し、休日勤務手当や時間外勤務手当などを支給しない代わりに給料月額の4%を教職調整額として支払うことを定めている法律です。その法律によって教員には残業代は支払われないことになっていますが、その調整額は当時の教員の平均残業時間が月8時間だったことから4%が妥当とされ決められたものです。それから48年後の今の平均残業時間は月平均77時間44分であることから、この法律が実態と合わなくなっているのは明白です。仮に今、1年単位の変形労働時間制が実施されたとしても、今のままの法律では教員に残業代は支給されません。

例えば1日9時間労働したとしても、給特法の定めで1日1時間分の残業代は支払われません。夏休み等に時短勤務を申請しても、学校業務が忙しく残業になればその時間は「自主自発的勤務」とみなされます。1年単位の変形労働時間制が導入されれば、世間的には教員の勤務時間が減っているかのように見えますが、実際には勤務時間は増え、残業代が支払われないという仕組みになる可能性が高いということです。さらにその法律の決め方ですが、労働政策審議会などの法律をきちんとチェックするところでは審議されず、文部科学省の全く畑違いの中央教育審議会で検討されていることにも大きな問題があります。また教員が実際に働いている時間ですが、文部科学省の認識では1日8時間の勤務時間以外の時間は、「在校等時間」という名称で勤務時間と認められていないことになっています。実は私達が時間外で働いている時間は、「自主自発的に働いている時間」として処理されているのです。しかし、実際の過労死裁判などでは、その自主自発的勤務時間は当然労働時間として認定されるべきものだと裁判所の見解が出ており、その事実は矛盾しています。

「1年単位の変形労働時間制」は、「働き方改革」で教員の勤務時間が減るように見せかけていますが、実際の勤務時間は増え、しかもその残業代は支払われず、夏休みは「自主自発的な勤務」を求められるというとんでもない制度です。今後、学校現場に変形労働時間制をもちこませないとりくみが必要になってきます。「せんせいふやそう」の声をさらに広げ、一人ひとりが大切にされる教育を実現する運動をつくっていきましょう。

文部科学省交渉

11月11日、文部科学省交渉を行い、13名が参加しました。はじめに要求書手交を行い、全教本部挨拶、野間部長の挨拶の後、文部科学省より要求書についての回答（「学校生活管理指導表」の文書料公費負担化・整形外科医の予算措置の明確化・暑さ対策・がん教育）が、それぞれの担当者からありました。「管理指導表公費負担化」については、「全国一律の財政措置はなじまないとしながらも、全ての子どもが安心して学べる場とするため、厚生労働省及び関係機関と連携していきたい」。校医の予算措置については、「学校医4人と学校歯科医・学校薬剤師の6人で小学校1校当たり101万8000円は予算措置されているが、地方交付税の使い道は各自治体に任されているので、活用状況は分からない」。暑さ対策については、「来年度の概算要求において、特別教室未設置校に対応できるよう2320億円を計上した。体育館については、避難所になることもあり、総務省の制度により工事費の100%と空調の70%を国が負担し、自治体の負担は30%になる」との回答がありました。

参加者からは、「大阪の一部地域では、教育委員会が大学病院にかけ合い、学校のゴム印があれば文書料が500円になるという取り決めができた。国としても何らかの方策を考えて頂きたい」と管理指導表の公費負担を訴えました。暑さ対策については、「北海道のエアコン設置率は0.8%で、冷涼だと言われても地域によって38℃になる地域もある。電気代等の維持費で設置を見合わせている自治体もある。自治体の力や判断に任せるのではなく、子どもの命を守るという点で公平であることを願う」と切実な現場の様子が出されました。空調設置後の維持費については、今年度から総務省より光熱水費で空調分も計上されているので、自治体の負担はないとの回答がありました。がん教育については、配慮すべき点多さや、仕事の煩雑さ、病院関係者の間でも賛否両論があるものを導入することへの不安などを訴えました。

議員懇談

11月11日、15名の参加で、日本共産党の畑野君枝衆議院議員、吉良よし子参議院議員と「子どもの命と健康を守るための懇談会」を行いました。

参加者からは、夜間定時制高校に専用の保健室の設置がない状況を、小学校からは支援が必要な家庭が増えており福祉の分野まで担わなければならない様子、メンタルや発達に課題を抱える子どもも多く、子どもたちとその保護者へも、ていねいに対応することが求められていることなどの発言がありました。中学校からは思春期の子どものストレスからくる身体症状の表れ方とその後の支援、受験のこと・家庭のこと・自身のことによって感じる子どもが保健室に来室していること、宮城の高校からは東日本大震災から8年半が過ぎた今、震災という言葉を生徒たちから直接語られることはなくてもその影響は潜在化し、たくさんの思いを抱えて保健室に来室する生徒の様子が語られ、養護教諭の全校配置、複数配置基準の引き下げをという声を届けました。議員の方々は、文科省や財務省に「これが必要である」と説得する知恵をいただきたいと述べられました。養護教諭の長時間労働の実態として、生徒や保護者の相談活動、放課後の教職員との会話、事務作業はそれ以降で勤務時間を過ぎてとりかかる。子どもだけではなく教職員にもていねいにかかわり、寄り添う養護教諭の姿が報告されました。「あきらめずに声を出していくことが政治を変えていくことを示している。300人でも養護教諭が複数、必要だという大きな目標をかかげがんばりたい」と力強いメッセージをいただき、和やかな中にも活動の視点が明らかになる有意義な懇談会となりました。

近畿ブロック学習交流集会

9月14日、第28回養護教員部近畿ブロック学習交流集会在、和歌山で開催されました。近畿各地から85名の仲間が集い、午前中には高野山大学准教授の森崎雅好先生をお招きし、「子どもの心の光と影～わだかまりを少しでもほぐすためには～」という演題でご講演いただきました。子どもの問題行動に潜む背景について、臨床心理士としてかかわった事例を挙げながらわかりやすく教えていただきました。また、私たちが日頃保健室で子どもたちにかかわっていく上での大切なヒントをたくさんいただくことができました。



午後からは、3つの分科会が行われました。「子どもを主体とした健康教育」の分科会では性教育実践、「保健室からの共同の学校づくり～」の分科会では中高一貫校でとりくんだ歯の指導、「養護教諭の仕事」の分科会では、新採3年目の若い先生のレポートから、日頃の仕事の困り感や悩みを出し合いながら、保健室経営の実践を交流しました。どの分科会も出されたレポートを元に討論を深め、活発な意見交流が行われました。

今回の交流集会には未組合員の若い先生が多く参加してくれて、養護教員部の活動内容や組合の大切さについて知ってもらう、良い機会になりました。

北海道・東北ブロック学習交流集会

8月31日（土）、北海道東北ブロック交流会在札幌で開催され、20名が参加しました。午前中は北海道女性部と合同で講演会が行われ、午後は分科会に分かれ養護教員部で交流しました。



講演会は「LGBTの権利～いま多様性が尊重される社会をめざして」というテーマで北海道合同法律事務所の弁護士 加藤丈晴さんから、実態やデータを交えお話をしていただきました。LGBTの方たちの就労する上での困難さを改めて知るとともに、「LGBTの差別が解消されるということは他の差別も解消される」という言葉が心に残り自分たちに何ができるのか考えさせられました。

午後の交流会では、全教養護教員部部長の野間道代さんより情勢報告が行われました。その後は参加者の自己紹介を兼ねて、各校・各組織の現状や課題を出しあい、「子どもたちの多忙化問題」「学校の統廃合問題」「複数配置の非正規配置など人的問題」「エアコンなどの設備問題」「学校のLGBTの現状」などについて交流することができました。特に「高校の通級」については、全く進んでいない県があることがわかり、各道県の状況を交流することで制度化が進んでいる県の様子を知ることができ、課題も明確にすることができました。

ブロックの様々な校種の先生方と楽しい時間を過ごして活力をもらうとともに、自分の組織のとりくみに生かすヒントを得ることができた有意義な1日となりました。